

【重要】林野火災防止に向けた「林野火災警報」と「たき火の届出義務化」について

昨年、大船渡市で発生した大規模林野火災は、小さな火種が強風によって一気に燃え広がり、建物へ延焼拡大するなど甚大な被害が発生しました。このような悲劇を二度と繰り返さないため、風が強いときなど屋外での火の取扱いはこれまで以上に注意してください。

また、たき火などを行う場合は消防署へ届出をしてください。

次の内容を確認いただき、火の取扱いには厳重な注意をお願いいたします。

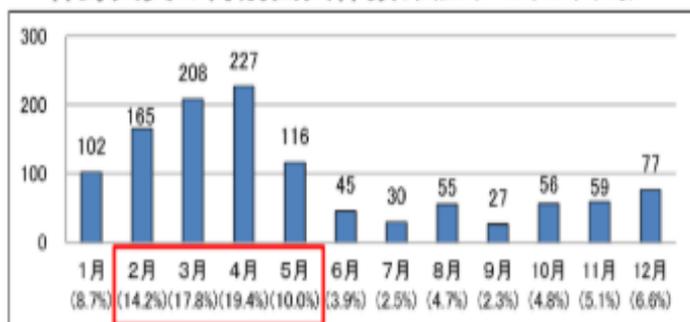
1. **林野火災警報が発令**されているときは、**屋外での火の使用は禁止**。
2. **林野火災注意報が発令**されているときは、**屋外での火の使用は控える**。
3. たき火や、火災とまぎらわしい煙が出る行為を行う場合は、**消防署へ届出る**。
※ごみの焼却は、県条例により原則禁止されています。
4. **強風時、乾燥時**には、**たき火・野焼きは行わない**。
5. 消火するまでは**その場を離れない**。**消火用の水を準備する**。

—全国的林野火災発生状況—

林野火災は2月から5月に集中して発生
出火件数の6割超がこの期間に発生しています。

林野火災の多くは不注意によるもの
消火が不十分であったり、強風下で火の取り扱い
などが原因です。

林野火災の月別出火件数(令和2年～6年の年平均)



出典：消防庁「林野火災への備え」

林野火災出火原因
(令和2年～6年の年平均)



関連リンク：政府広報オンライン

「<https://www.gov-online.go.jp/article/202601/entry-10685.html>」

小さなその火が森を消す……

令和6年岩手県の
林野火災の原因

野焼き・たき火	58%
火入れ	9%
放火(疑い含む)	6%
火遊び	3%
たばこ	3%
その他	6%
不明	15%

※令和6年林野火災の原因
(県復興防災部消防安全課調べ)



林野火災の約8割は 人為的な原因で発生

ふるさとの森林や生活を守るために、
一人一人の心がけで林野火災を未然に防ぎましょう。

- 林野火災警報・
林野火災注意報の発令時は、
火入れ、野焼き等をしてはいけない!
- 火入れをするときは、
市町村長の許可を
受けよう!
- 野焼き・たき火は、
事前に消防署に
届けよう!
- 水や消火器等を準備して、
終了後は
完全に消火しよう!
- タバコの投げ捨ては
やめよう!
- 火遊びはしない、
させない!

※CGによるイメージ画像です。



⚠ 林野火災を発見したら、すぐに119番へ

岩手県 農林水産部森林整備課

林野火災予防に
ついて



岩手県
林野火災
対策ページ



岩手県公式
YouTube

林野火災警報・
注意報について



いわて
防災情報
ポータル